



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）10月17日  
第1737号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目 次

### 【 規 則 】

番号		ページ
51	和歌山市母子保健法に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（地域保健課）	1

### 【 告 示 】

373	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	4
374	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	4
375	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	5
376	公示送達（令和4年度市民税県民税納税通知書）・・・・・・・・・・（市民税課）	6
377	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	6
378	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	6
379	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	7
380	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	7
381	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	7
382	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	8
383	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出・・（障害者支援課）	8
384	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	9
385	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・（障害者支援課）	9

### 【 公 告 】

○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課）	9
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課）	9
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	10
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課）	10

### 【 選挙管理委員会告示 】

63	和歌山市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	10
64	和歌山市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨・・・・（選挙管理委員会事務局）	10
65	和歌山県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	11

### 【 教育委員会規則 】

10	和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課）	11
----	---	----

## 【 規 則 】

和歌山市母子保健法に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第51号**

和歌山市母子保健法に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市母子保健法に関する規則（平成9年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「別記様式第1号」を「別記様式第1号（その1）」に改め、同様式に次のように加える。

別記様式第1号（その2）（第2条関係）

妊娠届出書（オンライン手続用）

No. \_\_\_\_\_

フリガナ 妊婦氏名		生年月日 年 齢	( 歳 )	職業	
個人番号					
居住地	電話番号				
妊娠週数	満 週 (第 月)	出産予定年月日			
※性病に関する 健康診断 (血液検査)	受けた 受けていない		※結核に関する 健康診断	受けた 受けていない	
診断した 医師又は 助産師	医師又は助産師の診断又は保健指導の有無			受けた 受けていない	
	施設名				
	所在地				
氏名					
以上のとおり届け出ます。   届出者氏名 _____ 妊婦との続柄 ( _____ )					

- (注) (1) この届出書をもとに、保健師等が記入された電話番号に連絡することがあります。  
 (2) ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。  
 (3) 施設名は、病院、診療所、助産所等をお書きください。  
 (4) 個人番号は母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき利用し、それ以外の目的で利用することはありません。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年10月17日揭示済）

## 【 告 示 】

## 和歌山市告示第373号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年10月12日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年9月16日及び同月24日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年9月22日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年9月20日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和4年10月12日揭示済）

## 和歌山市告示第374号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放

置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年10月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和4年9月27日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年10月12日掲示済)

和歌山市告示第375号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年10月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年10月13日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放	令和4年6月17日及び同月25日	令和4年7月6日

置禁止区域		
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年6月23日	令和4年7月6日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和4年6月27日、同月29日及び同月30日	令和4年7月6日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年10月12日揭示済)

## 和歌山市告示第376号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年10月14日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和4年度市民税県民税納税通知書

(別紙省略)

(令和4年10月14日揭示済)

## 和歌山市告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年10月14日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月14日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
22-18	貴志18号線	和歌山市向58番9地先 ～ 和歌山市向58番4地先	旧	66.0	2.10 ～ 5.00
			新	66.0	5.00
22-18	貴志18号線	和歌山市向56番2地先 ～ 和歌山市向56番2地先	旧	1.7	4.00
			新	1.7	5.00

(令和4年10月14日揭示済)

## 和歌山市告示第378号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
-----------	----------------	-------------	---------	-------

30701 13919	株式会社とも にあゆむ	リハビリテーションデイサービス紀のいえ 和歌山市園部416-11 小林ビル105	通所介護	令和4年9 月30日
----------------	----------------	---	------	---------------

(令和4年10月17日掲示済)

**和歌山市告示第379号**

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 13919	株式会社とも にあゆむ	リハビリテーションデイサービス紀のいえ 和歌山市園部416-11 小林ビル105	予防給付型通 所サービス	令和4年9 月30日

(令和4年10月17日掲示済)

**和歌山市告示第380号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30601 91271	Lilac合同 会社	クルミ訪問看護ステーション 和歌山市毛見450-7 サンワ浜 の宮106号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4年1 0月1日
30701 14297	株式会社北水館	ほくすいかん 和歌山市砂山南3丁目3番34号	訪問介護	令和4年1 0月1日
30701 14305	株式会社Way	デイサービスウェイ 和歌山市西高松2丁目15-5	通所介護	令和4年1 0月1日
30701 14313	特定非営利活動 法人エレック	ヘルパーステーションエレック 和歌山市堀止東1丁目1-9	訪問介護	令和4年1 0月1日

(令和4年10月17日掲示済)

**和歌山市告示第381号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月17日

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01654	株式会社ともにあゆむ 和歌山市大谷806-147 嵯山泰志 和歌山市大谷806-147	リハビリテーションデイサービス紀のいえ 和歌山市園部416-11 小林ビル105	地域密着型 通所介護	令和4 年10 月1日
30901	株式会社ともにあゆむ	リハビリテーションデイサ	地域密着型	令和4

01662	和歌山市大谷806-147 嵩山泰志 和歌山市大谷806-147	ービス紀のいえふらす 和歌山市園部1360-5	通所介護	年10 月1日
-------	--	----------------------------	------	------------

(令和4年10月17日掲示済)

**和歌山市告示第382号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
3070 1142 97	株式会社北水館	ほくすいかん 和歌山市砂山南3丁目3番34号	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4 年10 月1日
3070 1143 05	株式会社Way	デイサービスウェイ 和歌山市西高松2丁目15-5	予防給付型通所サービス	令和4 年10 月1日
3070 1143 13	特定非営利活動法人エレクトック	ヘルパーステーションエレクトック 和歌山市堀止東1丁目1-9	予防給付型訪問サービス	令和4 年10 月1日
3090 1016 54	株式会社ともにあゆむ	リハビリテーションデイサービス紀のいえ 和歌山市園部416-11 小林ビル105	予防給付型通所サービス	令和4 年10 月1日
3090 1016 62	株式会社ともにあゆむ	リハビリテーションデイサービス紀のいえふらす 和歌山市園部1360-5	予防給付型通所サービス	令和4 年10 月1日

(令和4年10月17日掲示済)

**和歌山市告示第383号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者から第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3050 1008 94	みらい発達塾ダック	和歌山市神前85-5	児童発達支援	株式会社健康まんてん	和歌山市神前85-5	平成29年8月1日	令和4年9月30日
3050 1010	みらい発達塾ダック	和歌山市内原867-	児童発達支援	株式会社健康まんてん	和歌山市神前85-5	令和2年9月	令和4年9月

74	ク内原校	1				1日	30日
----	------	---	--	--	--	----	-----

(令和4年10月17日揭示済)

**和歌山市告示第384号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020 1234 55	グループ ホームエ ール	和歌山市 朝日41 3-1	共同生活 援助	知的障害 者	社会福祉 法人芳春 会	和歌山市和 田80-1	令和4 年10 月1日	令和10 年9月3 0日

(令和4年10月17日揭示済)

**和歌山市告示第385号**

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
小川博遊	小川内科リウマチ科	和歌山市元博労町20	肢体不自由	令和4年11月 30日

(令和4年10月17日揭示済)

**【 公 告 】**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年10月13日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年10月11日 和建指第2712号	和歌山市有本字唐摩4 20番1の一部、42 1番1の一部	和歌山市黒田1丁目2 番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男	6.00m×91.09m 91.09m

(令和4年10月13日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年10月13日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長

令和4年10月11日 和建指第2717号	和歌山吐前字関根 817番の一部、 817番2の一部	和歌山市松江中3丁目2番7 号 株式会社RELIEF 代表取締役 板倉伴尚	6.00m×48.40m 48.40m
-------------------------	----------------------------------	--	------------------------

(令和4年10月13日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和田字明上10番9、13番3	和歌山県海南市下津町小南38番地1 丸山登美子

(令和4年10月17日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年10月13日 和建指第2716号	和歌山市栄谷字コウ ジ垣内545番1、 545番2の一部	和歌山市野崎60番地の1 有限会社西川住建 代表取締役 西川 剛	5.00m×31.81m 31.81m

(令和4年10月17日揭示済)

### 【 選挙管理委員会告示 】

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第63号

令和4年8月21日執行の和歌山市長選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のように公表する。

令和4年10月14日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

(別紙省略)

(令和4年10月14日揭示済)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第64号

令和4年8月21日執行の和歌山市議会議員補欠選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のように公表する。

令和4年10月14日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

(別紙省略)

(令和4年10月14日揭示済)

**和歌山市選挙管理委員会告示第65号**

令和4年11月27日執行予定の和歌山県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和4年10月14日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 設置箇所数 590箇所
- 2 設置場所 別紙のとおり  
(別紙省略)

(令和4年10月14日掲示済)

---

**【 教 育 委 員 会 規 則 】**

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月13日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形 博 司

**和歌山市教育委員会規則第10号**

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成6年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）、第4条第1項及び第7条（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年10月13日掲示済)